# 告 示

# 埼玉県告示第六百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

平成二十八年五月十日公募型プロポーザルに付する。

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 1 調達の概要

(1) 対象件名

熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力業務及び熊谷ラグビー場新スタンドほ か建設工事

(2) 対象場所

熊谷市上川上地内

(3) 工事等内容

熊谷ラグビー場新スタンドほか建設工事設計に係る技術協力業務及び工事施工を行う。

# ア 技術協力業務

イに関する設計に対して、施工者の立場から施工方法等の提案等の技術協力を行う。

## イ 工事施工

地上4階建て、延べ面積約21,200m<sup>2</sup>の競技場スタンド、フィールド及びこれらに関連するものに係る工事

## (4) 履行期限

ア 技術協力業務 業務委託契約締結日から平成28年9月30日(金)まで イ 工事施工 工事請負契約締結日から平成30年8月31日(金)まで

(5) 技術協力業務委託契約の締結方法

埼玉県知事は、技術提案書を提出した者の中から選定した優先交渉権者と、 発注者が設定する予定価格を上限とする範囲内で見積徴取を実施した上で契約 を締結する。

なお、特定された優先交渉権者が契約を辞退した場合は、技術提案書を提出 した者のうち、技術提案書を審査した上で定めた順位(以下「順位」という。) が上位であった者(優先交渉権者を除く。)から順に交渉を行うものとする。

#### (6) 工事施工に係る契約の締結方法

(5)の技術協力業務委託契約を締結した者に、工事施工に係る契約の第1位交渉権を与える。

埼玉県知事は、第1位交渉権を与えられた者との間で締結される基本協定に 基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事請負契約を締結する。

なお、第1位交渉権を与えられた者との交渉等が不成立となった場合は、技術提案書を提出した者(技術協力業務委託契約を締結した者を除く。)のうち、順位が上位であった者から順に、その交渉の意思を確認した上で、技術協力業務委託契約の締結及び価格等の交渉を行うものとする。

# 2 参加表明できる者の形態

- (1) 単体有資格者(以下「単体」という。)又は特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)であること。
- (2) 単体の場合にあっては他の特定企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱(平成25年9月1日施行)(第10条第1項第1号及び第6号を除く。)によること。ただし、以下の形態をとることはできない。
  - ア 本案件において、複数の特定企業体の構成員となること。
  - イ 経常建設共同企業体が特定企業体の構成員になること。
- 3 参加表明する者に必要な資格

本件に参加表明する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号) 第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。 なお、下請代金の総額が4,500万円以上となる場合には、同法第15条の規定に よる特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 建築士事務所の登録

単体又は特定企業体における代表構成員は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けている者であること。

(3) 経営事項審査における総合評定値

単体及び特定企業体の各構成員は、建築工事業について、技術協力業務に係る見積合わせ(以下「見積合わせ」という。)の日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。単体または特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,500点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員はその総合評定値が1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、見積合わせの日の直近のものであること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成27・28年度埼玉 県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領(平成27年4月1日施行)第4の ただし書きに規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替える ことができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が見積合わせの日 の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

#### (4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員になるものは元請けとして、平成8年度以降に完成した次の基準を満たす同種工事を施工した実績を有すること。(特定企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ア 7,000席以上の観覧席を有する観覧場新築工事・改築工事又は増築工事(ただし、増築した部分が7,000席以上であること。)

#### (5) 配置予定の管理技術者

ア 単体又は特定企業体の構成員は次に掲げる者のいずれかを本業務の管理技術者として配置できること。

- ・ 建設業法による一級建築施工管理技士
- ・ 建築士法による一級建築士
- ・ これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定したもの。
- イ 配置予定の管理技術者は、当該者が在籍する技術提案者と参加表明書の提 出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。
- ウ 配置予定の管理技術者が特定できないときは、複数の候補者を参加資格要 件確認資料に記載すること。

# (6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。 ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。

- イ 埼玉県財務規則 (昭和39年埼玉県規則第18号) 第91条の規定に該当しない 者であること。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づき更生手続開始の 申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225 号)第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこ と。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受 けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者 はこの限りではない。
- エ 技術提案に参加する者との間に資本関係又は人的関係が無いこと。
- オ 代表権を有する役員が、実施設計業務等の受注者である株式会社松田平田 設計の代表権を有する役員を兼ねていない者であること。
- カ 本プロポーザルの公告日(以下「公告日」という。)から見積合わせの日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止措置等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者で

あること。

- キ 公告日から見積合わせの日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除 措置要綱(平成25年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外等の措 置を受けていない者であること。
- ク 公告日において、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険、 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金及び雇用保険 法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険に、事業主として加入して いる者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が 除外されている者は、この限りでない。

なお、特定企業体にあっては、全ての構成員について上記要件を満たすこ と。

ケ 特定企業体で参加する場合の構成員は、建設業法上の建築工事業につき、 許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を 有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可 を有しての営業年数が5年未満であっても同様として取り扱うことができる ものとする。

#### 4 手続等

(1) 問合せ先及び提出場所

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県都市整備 部公園スタジアム課ラグビー場整備担当 関口、青木 電話番号048-830-5408 (直通)

(2) 説明書の交付方法

埼玉県ホームページを開き、「都市整備部公園スタジアム課」を選択して、 公園スタジアム課ページ内からダウンロードすること。

(3) 参加表明書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限

平成28年5月23日(月)午後5時まで

イ 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。) により提出するものとする。なお、電送によるものは受け付けない。必着と する。

(4) 参加資格の審査

参加表明書の提出者に対して、3に示す参加資格に記載した条件を満たして いるかの審査を行う。 (5) 参加資格審査結果の通知方法

参加表明書の提出者に対して、平成28年5月31日(火)に参加資格審査結果 を書面により通知する。

(6) 技術提案書の提出期間及び提出方法

参加資格の確認を受けた者が提出できる技術提案書の提出期間は、次のとおり。

# ア 提出期間

平成28年6月7日(火)午前9時から平成28年6月22日(水)午後5時まで

# イ 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。) により提出するものとする。なお、電送によるものは受け付けない。必着と する。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

説明書に記載する基準により技術提案書の提出者を審査し、優先交渉権者を 特定する。

(8) 特定結果の通知方法

技術提案書の提出者に対して、平成28年7月中旬に特定結果を書面により通知する。

# 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

技術協力業務に係る契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

有

(5) その他詳細は説明書による。

#### 6 Summary

(1) Nature of Services Required:

Assistance with design technology, repair work, construction work for

new stands, and other construction work at Kumagaya Rugby Ground

- (2) Submission Deadline for Notification of Intent to Bid:5 p.m. on May 23, 2016
- (3) Submission Period for Proposals

  From 9 a.m. on June 7, 2016 until 5 p.m. on June 22, 2016
- (4) Explanation of Bidding and Specifications

  Parks and Stadium Division (Department of City Development) website

  Accessible from the Saitama Prefectural Government homepage
- (5) Place to Submit Documents and Contact Information:
  Rugby Stadium Group Parks and Stadium Division, Department of City
  Development 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 3309301 TEL: 048-830-5408